

第3章 第3章

如何办理各种手续

各種手続き

市役所、区役所 市役所・区役所

1. 市役所

市役所

所在地: 中央区千葉港1-1

TEL 043-245-5111

1. 市役所

市役所

地址	中央区千葉港1-1
电话	043-245-5111

2. 区役所

千葉市には6つの区があり、それぞれに

区役所の仕事

区役所では、住所の届出、戸籍、健康保険、年金、税など日常生活に身近な業務のほとんどを取り扱っています。

区役所への行き方は巻末の地図(p70-72)を参照。

各区には、区役所の業務の一部を扱っている市民センターがいくつかあります。センターの場所や受けられるサービスの内容については、各区役所で調べておきましょう。

2. 区役所

千葉市有6个区，各区分别设有区役所。
区役所的工作

在区役所可以办理申报住址、户籍、健康保险、年金、缴税、福祉、社区等几乎所有与日常生活密切相关的事务。

前往区役所的方法请参照卷末地图（p70-72）。

各区还设有若干从事区役所部分工作的市民中心。有关中心的地址和服务内容，请向区役所询问。

市、区役所の休息日

市、区役所及市民中心等窗口业务在每星期六、星期日、节日及元旦前后休息。区役所的部分窗口在每月第二星期日、3月的最后一个星期日的上午也办公。但是，图书馆、文化・体育等设施的休息日各有所异，利用时请事先予以确认。

市・区役所の休み

市・区役所や市民センターなどの窓口業務は、土曜、日曜、祝日、年末年始が休みです。なお、区役所は、毎月第2日曜日と、3月の最終日曜日の午前中に一部窓口業務を行います。また、図書館や文化・スポーツ施設などは、休みが異なることがありますので利用する際は事前に確かめてください。

区役所 区役所

区役所	地址	电话
中央区役所	260-8733中央区中央4-5-1 きぼーる11楼	043-221-2111
花见川区役所	262-8733花见川区瑞穂1-1	043-275-6111
稻毛区役所	263-8733稻毛区穴川4-12-1	043-284-6111
若叶区役所	264-8733若叶区櫻木北2-1-1	043-292-8111
绿区役所	266-8733绿区おゆみ野3-15-3	043-270-3111
美浜区役所	261-8733美浜区真砂5-15-1	043-233-8111



市役所办公大楼

申报和登记 とどけで とうろく 届出と登録

1. 出入境管理制度

东京出入国在留管理局

东京出入国在留管理局为了方便外国人，在千叶市设办事处，办理在留资格的申请和变更、在留期间的更新（延长）、资格外活动以及永住、再入国许可等各种在留手续。

地址	東京都港区港南5-5-30
电话	0570-034259 、03-5796-7234
乘车路线	JR 品川站下车，从港南口（东口）乘8号开往“品川埠头（循环）”的巴士，在入国管理局前下车（乘公共汽车7、8分钟）

东京出入国在留管理局千叶办事处

地址	千叶市中央区千叶港2-1 千叶中央社区活动中心1层
电话	043-242-6597
乘车路线	在单轨电车市役所前站下车步行2分钟或从JR 京叶线千叶港站下车步行10分钟

しゅつにゆうこくか んり

1. 出入国管理

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうか んりきょく

東京出入国在留管理局

とうきょう しゅつ にゆうこく ざいりゅう か んりきょく

東京出入国在留管理局では、外国人の方の利便を図るため千葉市に出張所を設け、在留資格の取得・変更、在留期間の更新、資格外活動及び永住、再入国許可などの在留手続きに関する事務を行っています。

しよざいち とうきょうとみなとくこうなん

所在地：東京都港区港南5-5-30

TEL 0570-034259

03-5796-7234

こうつうきかん しながわえきげしや こうなんぐち

交通機関：JR品川駅下車 港南口

ひがしぐち ぼんの ば しながわふとう
(東口)の8番乗り場から「品川埠頭

じゅんかん とうきょうにゆうこくか んりきょくまえげしや
(循環)」。東京入国管理局前下車 (バスで7~8分)

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうか んりきょく

東京出入国在留管理局

ちばしゅつちようじよ

千葉出張所

しよざいち ちゅうおうく ちばみなと ちば

所在地：中央区 千葉港 2-1 千葉

ちゅうおう かい
中央コミュニティセンター1階

TEL 043-242-6597

こうつうきかん ちば しやくしまえき

交通機関：千葉モノレール市役所前駅

げしやとほ ふん けいようせん ちば
下車徒歩2分またはJR京葉線千葉みなと駅下車徒歩10分

ざいりゅう かんり せいど とくべつ
2. 在留管理制度・特別
えいじゅうしゃ せいど
永住者の制度

ざいりゅう かんり せいど たいしやう かた
在留管理制度の対象となる方(※)
じやうりく きよか ざいりゅう し かく へんこう
には、上陸許可や、在留資格の変更
きよか ざいりゅう きかん こうしん きよか
許可、在留期間の更新許可などの
ざいりゅう かがわ きよか ともな ざいりゅう
在留に係る許可に伴って「在留カー
こうふ
ド」が交付されます。

にほん ざいりゅう かたがた みぶん
日本に在留される方々の身分
しやうめいしよ にほん
証明書といえるものです。日本での
えんかつ せいかつ いとな つね けいこう
円滑な生活を営むために常に携帯す
ひつよう とくべつ えいじゅうしゃ のぞ
る必要があります。(特別永住者を除
く。)

ざいりゅう かんり せいど とう くわ ないよう
在留管理制度等の詳しい内容につい
ほうむしやうしゆつにゆうこくざいりゅうかんりちやう
ては、法務省出入国在留管理庁にお
と あ
問い合わせいただくか、Webサイトをご
らん
覧ください。

とくべつ えいじゅうしゃ かた とくべつ
なお、特別永住者の方「特別
えいじゅうしゃしやうめいしよ こうふ
永住者証明書」が交付されます。

ざいりゅう かんり せいど たいしやう
(※)在留管理制度の対象となるのは、
しゆつこゆうこく かんり およ なんみんにんていほうじやう ざいりゅう
出入国管理及び難民認定法上の在留
し かく ちゆうちやうきかんざいりゅう
資格をもって中長期間在留する
かた ぐたいてき つぎ
方で、具体的には次の①～⑥のいづ
ひと
れにもあてはまらない人です。

つき い か ざいりゅう きかん けつてい
①「3月」以下の在留期間が決定され
ひと
た人

たんきたいざい ざいりゅう し かく けつてい
②「短期滞在」の在留資格が決定され
ひと
れた人

がいこう また こうよう ざいりゅう し かく
③「外交」又は「公用」の在留資格が
けつてい ひと
決定された人

がいこくじん じゆん
④①から③の外国人に準じるものとし
ほうむしやうれい さだ
て法務省令で定める人

とくべつ えいじゅうしゃ
⑤ 特別永住者

ざいりゅう し かく ゆう ひと
⑥ 在留資格を有しない人

2. 在留管理制度以及特別永住者制度

对成为在留管理制度对象的外国人(※)，根据上陆许可、在留资格变更许可、在留期间的更新许可等有关在留许可，交付《在留卡》。

该卡可以说是在日本居住的外国人各位的身份证明。为了顺利地在日本生活，请您务必一直携带该卡。(特别永住者除外)

有关在留制度等详细内容，请咨询法务省出入国在留管理厅或浏览该局网站。

特别永住者会领取到《特别永住者证明书》。

(※)成为在留管理制度的对象的外国人为拥有出入国管理以及难民认定法上的在留资格，逗留期间为中长期。具体为非以下(1)~(6)的任何一种情况。

(1)在留期间已被规定为「3个月」以下的外国人。

(2)在留资格已被规定为「短期滞在」的外国人。

(3)在留资格已被规定为「外交」或「公用」的外国人。

(4)法务省令规定的相当于(1)到(3)的外国人。

(5)特别永住者

(6)没有在留资格的人

外国人在留综合信息中心

受理时间	星期一至星期五 上午8时30分～下午5时15分
电话	0570-013904 03-5796-7112 (IP电话/PHS/国际长途)

法務省出入国在留管理庁

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_index.html



申报/申请

新迁入千叶市的外国人、或在千叶市内搬迁的外国人，请在新的住所开始住的14天以内到区役所的市民综合窗口课或市民中心提交在留卡或特别永住证明等必须资料，办理变更手续。

从千叶市搬迁到其它市的外国人、1年以上到国外出差或到海外旅行的人也要办理申报手续。

在留卡上记载的除住所以外的其它事项的变更、重新交付、交还等需要在出入国在留管理局办理。详情请向出入国在留管理局确认。

(※) 就有关特别永住者，特别永住证明书的记载的就是住所以外（姓名、国籍等）事项有变更，同样在区役所办理手续。其时除了护照以外，16岁以上人士需要提交照片一张（竖4厘米横3厘米（提交日前3个月之内拍摄，正面免冠无背景）），申请需要本人。但是未满16岁的儿童可以由一齐居住的父亲或母亲代为申请。

外国人在留総合インフォメーション

センター

受付時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分

TEL 0570-013904 03-5796-7112

(IP電話・PHS・海外から)

法務省出入国在留管理庁

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_index.html

とどけて もうして

届出・申出

あら ちばしなひ こ
新たに千葉市内にお引越された

方、千葉市内でお引越された方は、新しいお住まいに住民センターに在留カードまたは特別永住者証明書などの必要ものを提出して変更手続きをしてください。

また、千葉市から他の市へお引越される方や、1年以上の海外出張及び海外旅行をされる方も届出が必要です。

住所以外の在留カードに記載されている事項の変更・再交付・返納は出入国在留管理局で行う手続きとなります。詳しくは、出入国在留管理局で確認ください。

(※) 特別永住者の方については、住所以外（氏名、国籍など）の特別永住者証明書の記載事項に変更があった場合でも、区役所での手続きとなります。その際、パスポートの他、16歳以上の方は写真1枚（縦4cm×横3cm（提出日の前3か月以内に撮影したもので上半身、正面無帽、無背景））も必要となります。申請は本人。ただし、16歳未満の人は同居の父または母が申請してください。

(1) 国外から(新規上陸後)、千葉市にお引越してきた方
 申請期間：引越後14日以内
 必要なもの：在留カード又は特別永住者証明書、パスポート

(1) 从国外（新来到日本），到千叶市定居人士

申請期間	开始居住后14天以内
所需资料	在留卡或特别永住者证明、护照

(2) 他の市町村から千葉市にお引越してきた方
 申請期間：引越後14日以内
 必要なもの：在留カード又は特別永住者証明書、通知カード又はマイナンバーカード(個人番号カード)、転出証明書

(2) 其它市町村迁入千叶市

申請期間	迁入后14天以内
所需资料	在留卡或特别永住者证明、个人编号通知卡或个人编号卡、迁出证明书 (※迁出证明书在搬家前所住地的市役所等发)

(※転出証明書は、前の住所地の市役所などで発行されます。)

(3) 千叶市内搬迁

(3) 千葉市内でお引越された方
 申請期間：引越後14日以内
 必要なもの：在留カード又は特別永住者証明書、通知カード又はマイナンバーカード

申請期間	搬迁后14天以内
所需资料	在留卡或特别永住者证明、个人编号通知卡或个人编号卡

(4) 在留の資格の取得に伴い、新たに在留カード交付の対象となった方
 申請期間：在留カードが発行された後14日以内
 必要なもの：在留カード、マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

(4) 因为取得在留资格，新成为在留卡交付对象

申請期間	在留卡发行后14天以内
所需资料	在留卡、个人编号卡（仅限所持有者）

(5) 通称の申出
 必要なもの：申出する呼称が日本国内で通用していることが分かる資料、通知カード又はマイナンバーカード

(5) 通称申报

所需资料	能够证明申报的称呼在日本国内是通用的资料 个人编号通知卡或个人编号卡
------	---------------------------------------

(※) 通称とは、本名とは別に、日本国内において日常生活で使用している日本名を登録し、公証するものです。
 (在留カード・特別永住者証明書には記載されません。)

(※) 通称就是，除真实姓名以外，登记以及公证在日本国内日常生活中所使用的日本姓名。(不在在留卡以及特别永住者证明上记载)

(例) 婚姻後、配偶者の氏を使用している場合等

(例如) 结婚后，使用配偶的姓等情况

3. 特别永住者证明的各种手续

再交付申请

如有以下(1)~(3)的情况,请在14天以内到区役所市民综合窗口课提交特别永住者证明((1)时是遗失物申报证明书)、护照、16岁以上人士需要提交照片一张(竖4厘米横3厘米(提交日前3个月之内拍摄,正面免冠无背景))。

- (1)所持的特别永住者证明被盗、紛失时(请到离家最近的警察署申报,领取遗失物申报证明)
- (2)所持的特别永住者证明非常污损
- (3)姓名、性别、出生年月日、国籍/地区的任

更新有效期间

特别永住者证明,必须要在更新期间内的有效期间内办理更新申请。16岁以上人士,请在特别永住者证明上记载的有效期间(两个月前开始)之内到区役所提出申请。16岁以下儿童必须在16岁生日为止(6个月前开始),提交一张(竖4厘米横3厘米(提交日前3个月之内拍摄,正面免冠无背景))照片提出申请。

3. 特別永住者証明書の かくしゆてつづ 各種手続き

さいこうふしんせい 再交付申請

下記の①~③に該当する場合は14日以内に区役所の市民総合窓口課に特別永住者証明書(①の場合はいしつぷつとどけでしやうめいしよ)遺失物届出証明書、パスポートのほか、16歳以上の方は、写真1枚(縦4cm×横3cm(提出日の前3か月以内に撮影したもので上半身、正面無帽、無背景))を提出して申請してください。

①所持していた登録証明書を盗まれたり、紛失したとき(最寄の警察署に届けて遺失物届出証明書を取得してください。)

②所持していた特別永住者証明書が非常に汚れたり破れたりしたとき

③氏名、性別、生年月日、国籍・地域のいずれかが変更もしくは訂正されたとき

ゆうこうきかん こうしん 有効期間の更新

特別永住者証明書は、更新期間内に有効期間の更新申請をしなければなりません。

16歳以上の方は、特別永住者証明書に記載されている有効期間(2か月前から)までに区役所で申請してください。

16歳未満の方は16歳の誕生日まで(6か月前から)、パスポート、特別永住者証明書、写真1枚(縦4cm×横3cm(提出日の前3か月以内に撮影したもので上半身、正面無帽、無背景))を提出して申請してください。

とくべつえいじゆうしやしょうめいしよ へんのう

特別永住者証明書の返納

にほんこくせき しゆとく ほんにん

日本国籍を取得したときは本人が、死亡したときは家族または代理人が14日以内に特別永住者証明書を各区役所の市民総合窓口課に返納してください。

じゆうみんひょう

4. 住民票

がいこくじん じゆうみん かた こくせき
外国人住民の方の、「国籍・地域」「氏名(通称)」「住所」「在留カード番号」「在留資格」「在留期間」等について証明する証明書をです。

この証明書は、原則として本人又は同じ世帯の方が本人確認できるもの(在留カード、運転免許証等)を持参の上、各区役所の市民総合窓口課・市民センター・連絡所で申請してください。代理人が申請する場合は委任状が必要です。なお、証明書は1通300円です。

こせきせいど しょうがいこせき

5. 戸籍制度と涉外戸籍

こせき せたい
戸籍と世帯

こせき にほんじん しめい せいねんがっぴ
戸籍は日本人の氏名、生年月日、父母との続柄、配偶関係などの身分に関することを公証するものです。結婚して婚姻届を出すと新しい夫婦の戸籍が作られ、子どもが生まれると子どもはその戸籍に入ります。

がいこくせき かた ちよくせつかか
外国籍の方には直接関わりはありませんが、日本で出生や死亡したときや結婚、離婚などの際は届け出が必要です。

交还特別永住者証明

如果取得日本国籍，其本人须在14天以内到各区役所市民综合窗口课交还特别永住者证明。如果其本人死亡，则由家人或代理人代理交还。

4. 住民票

能够证明外国人市民的国籍/地区、姓名(通称)、住址、在留卡号、在留资格、在留期间等的证明。

需要该证明时，原则上由其本人或同一家庭的人员带上能确认该本人的资料(在留卡、执照等)，到各区役所市民综合窗口课、市民中心、联络所申请发行。代理人申请时需要委任状。发行证明需要300日元手续费。

5. 户籍制度与涉外户籍

户籍与家庭

户籍是关于日本人的姓名、出生年月日、和父母的关系、配偶关系等身份的证明。结婚时进行婚姻登记，则新夫妇即建立一个新户籍，所生子女也将加入这个户籍。外国籍的人与此无直接关系，但是，在日本出生或死亡时以及结婚、离婚时，需要申报。

还有，在日本生活必然遇到“世帯”这个词，所谓“世帯”，是指一起居住、共同生活的家庭。“世帯主”就是这个家庭代表，或者说是提供经济来源、维持家庭生计的中心人物。

婚姻登记与离婚登记

结婚时，需要进行结婚登记。从登记之日起，在法律上即视为婚姻成立。与日本人结婚时，在籍贯地或居住地的区役所办理。双方均为外国人时，到居住地的区役所办理登记。

离婚时亦相同。

出生登记

出生后14日内，到出生地及其登记人的现住所的区役所，由父亲或母亲提交出生登记单（其中在出生证明栏目里附有医生的证明）。届时，请持母子健康手册。此外，在申请新生儿的在留资格及在本国大使馆办理手续时，有时需要出示《出生登记单受理证明》及《出生登记单记载事项证明》等证明。事先向办手续处确认需要何种资料，就可以在提交出生登记的同时，得到必要的资料。

また、日本で生活すると「世帯」という言葉に出会います。世帯とは、一緒に住んで生計を共にしている人たちの集まりのことです。「世帯主」とは、その世帯を代表する人、つまり生計を維持する上で中心になる人のことをいいます。

婚姻届・離婚届

結婚した場合、婚姻届を出す必要があります。届け出た日から法律上は結婚したとされます。日本人との場合は、本籍地、または住所地の区役所。外国人同士の場合は住所地の区役所に届け出ます。

離婚についても同様です。

出生届

生まれてから14日以内に生まれた場所ないしは届出人の現住所の区役所に、父または母が出生届書(同書)に添付されている出生証明書欄に医師の証明があるものを提出してください。その際、母子健康手帳を持参して下さい。また、生まれたお子様の在留資格の申請や本国大使館での手続きに、「出生届受理証明書」や「出生届書記載事項証明書」などの証明書が必要になる場合があります。どのような書類が必要になるかを、あらかじめ手続き先に確認しておく、出生届出と同時に必要書類を取得することができます。

6. 印鑑登録

日本では、サインと同じように印鑑が用いられ、実印と認印の2種類があります。

実印

自動車の登録、不動産の登記、金銭貸借の保証や公正証書の作成の場合など、重要な取引に使われます。その際、登録された印鑑（実印）とその証明書が必要となります。

認印

実印以外の印鑑で、通常の契約書や銀行預金などに用いられます。

印鑑を登録する

印鑑登録ができるのは、千葉市内に住民票の記載のある15歳以上の方です。登録したい印鑑と在留カード、または特別永住者証明書を持参して、本人が各区役所の市民総合窓口課または市民センターに申請してください。印鑑登録証が交付されます。

印鑑登録証明書

区役所・市民センター・連絡所の窓口で印鑑登録証を提示して申請してください。印鑑が登録済みであることを証する印鑑登録証明書が交付されます。

※区役所市民総合窓口課の他にも、市内には、市民センターや連絡所があり、各種手続きを行うことが出来る窓口があります。最寄りの窓口をお探しの場合は、市役所コールセンター（TEL 043-245-4894）へお問い合わせください。

6. 印章登記

在日本，使用印章如同签字一般，印章分两种。

実印

在办理汽车登记、不动产登记、金钱借贷的保证或公证书等重要场合使用。印章必须登记且有登记证明书。

認印

非实印印章，在办理一般契约书和银行存取款时用。

印章登记

在千叶市内有办理住民登记满15岁的市民可以办理印章（印鉴）登记。请本人持准备登记的印章和在留卡/特别永住证明，亲自到所属区役所の市民综合窗口课或市民中心申请办理手续后，领取《印鉴登记证》。

印章登记证明

请到区役所、市民中心、联络所等的窗口出示《印鉴登记证》（不必带印章），即可开出证明印章登记完毕的印章登记证明书。

※ 除了区役所市民综合窗口课，市内还有市民中心或联络所等可以办理各种手续的窗口。需要查询离家最近的窗口请致电千叶市役所热线中心查询（电话043-245-4894）。

各个区役所市民综合窗口课

かくくやくしよ しみんそうごう まどぐちか まどぐち
各 区役所 市民総合 窓口課 の 窓口
でんわばんごう
電話番号

区役所	电话
中央区役所	043-221-2110
花见川区役所	043-275-6237
稻毛区役所	043-284-6110
若叶区役所	043-292-8110
绿区役所	043-270-3129
美浜区役所	043-233-8129

ちゅうおうくやくしよ
中央区役所 TEL 043-221-2110
はなみがわくやくしよ
花見川区役所 TEL 043-275-6237
いなげくやくしよ
稻毛区役所 TEL 043-284-6110
わかばくやくしよ
若葉区役所 TEL 043-233-8129
みどりくやくしよ
緑区役所 TEL 043-292-8110
みはまくやくしよ
美浜区役所 TEL 043-270-3129

关键词 用語集

中文 中国語	日语 日本語	日语发音 ローマ字
印章	印鑑	inkan
印鉴登记证	印鑑登録証	inkan tourokushou
印章登记证明	印鑑登録証明書	inkan touroku shoumei sho
户籍	戸籍	koseki
结婚登记	婚姻届	konintodoke
在留卡	在留カード	zairyuu kaado
在留管理制度	在留管理制度	zairyuu kanri seido
实印	実印	jitsuin
住民票	住民票	juuminhyou
出生证明	出生証明書	shusshou shoumeisho
出生登记单受理证明	出生届受理証明	shusshou todoke juri shoumei
出生登记单	出生届書	shusshou todokesho
出生登记单记载事项证明	出生届書記載事項証明書	shusshou todokesho kisaijikou shoumeisho
世帯	世帯	setai
世帯主	世帯主	setainushi
通称	通称	tsuushou
迁出证明书	転出証明書	tenshutsu shoumeisho
特别永住者	特別永住者	tokubetsu eijuusha
特别永住者证明	特別永住者証明書	tokubetsu eijuusha shoumeisho
认印	認印	mitomein
母子健康手册	母子健康手帳	boshi kenkou techou

税金 ぜいきん 税金

ぜいせい

1. 税制

がいこくじん かた げんざいしな い す
外国人の方も現在市内に住んでいる
ばあい のうぜい ぎ む しょう
場合、納税の義務が生じます。

こくぜい と あ
国税についての問い合わせは:

ち ば ひがしぜいむしょ
千葉東税務署 TEL 043-225-6811
ち ば にしぜいむしょ
千葉西税務署 TEL 043-274-2111
ち ば みなみぜいむしょ
千葉南税務署 TEL 043-261-5571

けんぜい と あ
県税についての問い合わせは:

ち ば けん ちゅうおう けん ぜい じむしょ
千葉県中央県税事務所
TEL 043-231-0161
ち ば けん ちば にし けん ぜい じむしょ
千葉県千葉西県税事務所
TEL 043-279-7111

しぜい と あ
市税についての問い合わせは:

し けんみん ぜい けいじどうしゃぜい こてい
市・県民税、軽自動車税、固定
しさんぜい かぜい かん
資産税の課税に関すること
ぜいむしょうめい かん
税務証明に関すること

ち ば しとうぶしぜいじむしょ
千葉市東部市税事務所

しみんぜいか
市民税課 TEL 043-233-8140
しやうめい
(証明) TEL 043-233-8137
しさんぜいか
資産税課 TEL 043-233-8143
ほうじんか
法人課 TEL 043-233-8142

ち ば しせいぶしぜいじむしょ
千葉市西部市税事務所

しみんぜいか
市民税課 TEL 043-270-3140
しやうめい
(証明) TEL 043-270-3137
しさんぜいか
資産税課 TEL 043-270-3143

1. 税制

住在本市の外国人，也有纳税义务。

有关国税问讯处

千葉東税務署	电话043-225-6811
千葉西税務署	电话043-274-2111
千葉南税務署	电话043-261-5571

关于县税的问讯处

千葉县中央县税事务所	电话043-231-0161
千葉县千葉西县税事务所	电话043-279-7111

关于市税的问讯处

可以询问有关市、县民税、轻型汽车税、
固定资产税的课税情况、税务证明

千葉市东部市税事务所

市民税課	电话043-233-8140
(証明)	电话043-233-8137
資産税課	电话043-233-8143
法人課	电话043-233-8142

千葉市西部市税事务所

市民税課	电话043-270-3140
(証明)	电话043-270-3137
資産税課	电话043-270-3143

有关纳税咨询

千叶市东部市税事务所

课	负责地区	电话
纳税第一课	中央区	043-233-8138
纳税第二课	绿区、若叶区	043-233-8368

千叶市西部市税事务所

课	负责地区	电话
纳税第一课	市外、国外	043-270-3138
纳税第二课	花见川区、稻毛区、美滨区	043-270-3284

市税

市税包含市、县民税、固定资产税、都市计划税、轻型汽车税等种类。

市、县民税

针对个人上一年的收入而征收税金。

纳税人：1月1日时住在本市且上一年有收入的人，请于3月15日期间进行所得收入的申报。根据申报计算应纳税额。详细情况请向各市税事务所咨询。

另外，公司职员等工资收入者，由公司预先从工资中扣除，统一缴纳。详细情况，请向西部市税事务所市民税课咨询。

固定资产税、都市计划税

是针对土地、房屋等财产而征收的税金。

纳税人：1月1日时在本市拥有土地、房屋等财产的人。详细情况请向各市税事务所资产税课询问。

のうぜいそうだん かん 纳税相談に関すること

ちばしとうぶしぜいじむしょ 千葉市东部市税事務所

ちゅうおうく
(中央区)
のうぜいだいいちか
納税第一课 TEL 043-233-8138
わかばくみどりく

(若葉区・緑区)
のうぜいだいにか
納税第二课 TEL 043-233-8368
ちばしせいぶしぜいじむしょ

千叶市西部市税事務所

しがいこくがい
(市外・国外)
のうぜいだいいちか
納税第一课 TEL 043-270-3138
はなみがわくいながくみはまく
(花見川区・稻毛区・美滨区)

のうぜいだいにか
納税第二课 TEL 043-270-3284

しぜい 市税

しぜい しけんみんぜい こていしさんぜい
市税には市・県民税、固定資産税、
としけいかくぜい けいじどうしゃぜい
都市計画税、軽自動車税などがありま
す。

しけんみんぜい 市・県民税

こじん ぜんねんちゆう しょとく たい
個人の前年中の所得に対してか
る税金です。

おさひと がつ にちげんざいしない す
納める人：1月1日現在市内に住んで
いる人で、前年中に所得のあった人
は、3月15日までに所得などの申告
を行ってください。これに基づいて
税額が計算されます。詳しくは
各市税事務所市民税課へ。

かいしゃいん きゆうよしょとくしゃ
なお、会社員などの給与所得者の
場合は会社が毎月の給料から税額を
差し引いてまとめて納付します。詳しく
は、西部市税事務所市民税課へ。

こていしさんぜい としけいかくぜい 固定資産税・都市計画税

とち かおく ぜいきん
土地や家屋などにかかる税金です。
おさひと がつ にちげんざいしない とち
納める人：1月1日現在市内に土地や
家屋などを所有している人。
詳しくは、各市税事務所資産税課へ。

けいじどうしゃぜい(しゅべつわり)

軽自動車税(種別割)

けいじどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ ところゆう
軽自動車や原動機付自転車を所有

している人にかかる税金です。

納める人:4月1日現在、軽自動車や

原動機付自転車を所有している人に

一年分の税金が課税されます。納税

時期は毎年5月です。詳しくは、各市税

事務所市民税課へ。

市税の納付

市・県民税

給与所得者の方は、事業所が毎月の

給料から税額を差し引いて、まとめて

納めます。

給与所得者以外の方は、6月上旬に

各市税事務所から納税通知書及び

納付書が送られます。6月、8月、10

月、翌年1月の年4回に分けて納めて

いただきます。

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税

4月上旬に各市税事務所から納税

通知書および納付書が送られます。4

月、7月、12月、翌年の2月の年4回に

分けて納めていただきます。

納める場所

納める場所

①金融機関の窓口

銀行:千葉、京葉、千葉興業、みずほ、

三菱UFJ、三井住友、りそな、常陽、

東京スター、埼玉りそな

信託銀行:三菱UFJ、三井住友、みず

ほ

信用金庫:千葉、佐原、銚子

信用組合:横浜幸銀、ハナ

その他:中央労働金庫、千葉みらい

農業協同組合、ゆうちょ銀行

轻型汽车税(種別割)

是针对轻型汽车、轻型摩托车而征收的税金。

纳税人:每年对4月1日拥有轻型汽车和轻型摩托车的人,征收一年的税金。缴纳时间为每年5月。详细情况请向各市税事务所市民税课咨询。

市税的缴纳 市、县民税

工资收入者,由公司单位从每月的工资中扣除,统一缴纳。工资收入以外者,各市税事务所将于6月上旬寄送纳税通知书及纳付书,由个人分别于6月、8月、10月及翌年1月份分4次缴纳全年的税额。

固定资产税、都市计划税

各市税事务所于4月上旬寄送纳税通知书及纳付书。分别于4月、7月、12月及翌年2月份4次缴纳。

缴纳场所

(1)金融机构窗口网上银行及便利店可以受理。

銀行	千葉、京葉、千葉興業、MIZUHO、三菱UFJ、三井住友、RISONA、常陽、東京STAR、埼玉RISONA
信託銀行	三菱UFJ、三井住友、MIZUHO
信用金庫	千葉、佐原、銚子
信用組合	横浜中央、HANA
其他	中央労働金庫、郵政銀行、千葉MIRAI农业协同組合

※ 以上金融机构的Pay-easy应对的ATM、网上银行等都可以缴付。

(2) 24小时便利店

(3) 市役所和区役所内的金融机构的办事处和市民中心窗口

银行转帐

可以利用银行转帐方式缴纳市税。请持存折和使用的印章进行申请，或持纳付书同封的明信片，到有存款户头的金融机构和邮局的窗口办理手续。

出境时

在确定市税税额后出境，就算是出了境也需缴纳市税，请指定纳税管理人或根据缴纳通知书一次性全额缴纳。

在确定市税税额后而缴纳通知书尚未寄到家里，在这个期间出境，而指定纳税管理人又有困难时，请向各市税事务所咨询。

关键词 用語集

中文 中国語	日语 日本語	日语发音 ローマ字
都市计划税	都市計画税	toshi keikaku ze
固定资产税	固定資産税	kotei shisan ze
轻型汽车税	軽自動車税	keijidousha ze
市民税	市民税	shimin ze
县民税	県民税	kenmin ze

じょうきんゆうきかん たいおう
 ※上記金融機関のペイジー対応の
 ATM・インターネットバンキング等でも
 のうふ
 納付できます。

②コンビニエンスストア
 し やくしょ くやくしやない きんゆうきかん
 ③市役所・区役所内の金融機関
 しゆつちようじよ は しゆつしよ しみん
 出張所(派出所)や市民センターの
 まどぐち
 窓口

こうざふりかえ
 口座振替

しぜい のうふ こうざふりかえ
 市税の納付にあたっては、口座振替
 りよう よきんこうざ きんゆう
 が利用できます。預金口座のある金融
 きかん ゆうびんきよく まどぐち つうちよう いんかん
 機関や郵便局の窓口へ通帳・印鑑(とどけいでん)も もう こ
 届出印)を持ってお申し込みになるか、
 のうぜいつうちしよ どうふう
 または、納税通知書に同封しているは
 もう こ
 がきでお申し込みください。

しゆつこくじ
 出国時

ふ か き じ つ こ しゆつこく ばあい
 賦課期日後に出国される場合に
 しゆつこく ばあい しぜい
 は、出国された場合であっても市税が
 かぜい のうぜいかんにんにん さだ
 課税されますので、納税管理人を定め
 のうふしよ ぜんがく おさ いたたく
 るか、納付書により全額を納めて頂く
 ひつよう
 必要があります。

ふ か き じ つ こ てもと のうふしよ とど
 賦課期日後お手元に納付書が届く
 きかん しゆつこく がた のうぜい
 までの期間に出国される方で納税
 かんりにん さだ こんなん かた
 管理人を定めることが困難な方につ
 かくしぜい じむしよ そうだん
 ては、各市税事務所へご相談くださ
 い。